

液化ガスばら積船の独立型タンクの溶接に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船の独立型タンクの溶接に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船の独立型の貨物タンクにおいて、タンク板とサクシヨンウエルの取合い部は通常、完全溶込み T 継手によって溶接される。同様にバイロブタンクのタンク板と中心線隔壁の取合い部は完全溶込みの十字継手によって溶接される。しかしながら、これらの取扱いについては、IGC コードには規定されていない。

このため IACS は、上述の取扱いを統一解釈 (UI) として明確化し、新たに UI GC20 及び GC21 として 2019 年 4 月に採択した。

今般、UI GC20 及び GC21 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 液化ガスばら積船の独立型の貨物タンクのタンク板とサクシヨンウエル等の取合い部について、完全溶込み T 継手を用いて差し支えない旨明確化した。
- (2) 液化ガスばら積船の独立型の貨物タンク (バイロブタンク) のタンク板と中心線隔壁の取合い部について、完全溶込みの十字継手を用いて差し支えない旨明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N4.20.1